

令和5年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年12月15日

招集年月日	令和5年12月8日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年12月8日 午後 3時 5分			議長	中本 正廣
	閉会	令和5年12月15日 午前11時48分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	欠員	
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	6番	大江 厚子		7番	影井 伊久美	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	橋本 博明		教育長	二見 吉康	
	副町長	小野 直敏		病院事業管理者	平林 直樹	
	参事	木本 英哲		教育次長	園田 哲也	
	会計管理者兼 総務課長	長尾 航治		教育課長	瀬川 善博	
	総務課係長	河本 理恵		安芸太田病院 事務長	栗栖 香織	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	金 升龍也		—	—	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	山本 博子		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	税務課長兼 会計課長	沖野 貴宣		—	—	
	住民課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田 裕二		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
	衛生対策室長	森脇 泰		—	—	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和5年12月15日

議案第76号	安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について
議案第77号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について
議案第78号	安芸太田町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
議案第79号	安芸太田町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
議案第80号	安芸太田町監査委員条例の一部改正について
議案第81号	安芸太田町特別会計条例の一部改正について
議案第82号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第83号	安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第84号	安芸太田町病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第85号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (津浪交流広場)
議案第86号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町火葬場(千風苑))
議案第87号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (戸河内交流センター)
議案第88号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (上殿コミュニティセンター)
議案第89号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
議案第90号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
議案第91号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町グリーンスパつつが)
議案第92号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町道の駅来夢とごうち)
議案第93号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町三段峡交流広場)
議案第94号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町杉の泊ホビーフィールド)
議案第95号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (四合生活改善センター)
議案第96号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (寺領地区農業構造改善センター)
議案第97号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町ユニバーサルリビング)
議案第98号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町地域体験交流館、西旭町駐車場・天神町駐車場)
議案第99号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町つぼの地区交流センター)

議案第 100 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町安野ふれあいセンター)
議案第 101 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町殿賀ふれあいプラザ)
議案第 102 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (井仁棚田交流館)
議案第 103 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (香南文化センター・香南スポーツ広場)
議案第 104 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町人材育成・交流センター)
議案第 105 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内ふれあいセンター)
議案第 106 号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町加計体育館、安芸太田町わんぱく広場、安芸太田町滝山川交流広場)
議案第 107 号	令和 5 年度安芸太田町一般会計補正予算 (第 5 号)
議案第 108 号	令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 109 号	令和 5 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 110 号	令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
議案第 111 号	令和 5 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
発議第 3 号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について
陳情第 13 号	保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情
発委第 3 号	保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出すること
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

令和5年第7回定例会
(令和5年12月15日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1．議案第76号

○中本正廣議長

日程第1、議案第76号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。議案の説明は先日町長より行われておりますが、追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、議案第76号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について説明をさせていただきます。安芸太田町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により議会の議決を求めますのでございます。次ページをお願いいたします。今回の変更内容は、持続的発展、失礼しました、持続的発展施策区分の生活環境の整備の特別事業に2つの事業を追加するものです。1つ目は、公共施設等解体事業、2つ目は、給油所確保事業です。新旧対照表をお願いいたします。計画本文の25ページ、生活環境の施設の現況と問題点の2、上段の文章を、それから27ページの、その他の対策に下段の文章を追加いたします。裏面をお願いします。あわせて、この2つの事業を事業計画に追加するものでございます。1つ目の公共施設等解体事業は、不要となった公共施設等解体事業について、過疎対策事業債を財源として、事業実施するために、本計画に追加するものでございます。2つ目の事業は、給油所確保事業でございます。過疎地域において、ガソリンスタンドの閉鎖は、生活に大きく影響を及ぼすことから、閉鎖を防ぐための支援策について、過疎対策事業債を活用するために、あらかじめ計画に追加するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

過疎地域の変更ですが、改善は分かるんですが、ガソリンスタンドの件について具体的にそういう見込みがあるんですか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、今のところ、全国的に見たところ、この支援を行っている地方公共団体ございまして、それをご覧になった町内の事業者さんから、こういう、もしそういう事態になったときに、支援策があるのかどうかといったような内容で相談があったレベルでございまして、まだ具体的な支援をしてほしいということはまだございません。しかし、今後、取扱量が減少する中で、こういった事態もあることも想定して、あらかじめ今回計画にのせるものでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

ですから町が給油所を新たに設置するという財源だけではなく、民間の給油所の支援策にも活用できる可能性があるということよろしいですか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、民間の事業者の支援を行うという取り組みをされている団体もございまして、その辺も、対象になるということでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第76号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更についてを起立により採決します。議案第76号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第76号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第2．議案第77号

○中本正廣議長

日程第2、議案第77号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、議案第77号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。地方自治法第286条第1項の規定により、令和6年4月1日から、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、これに伴い、広島県市町総合事務組合規約を変更することについて同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。具体的な内容でございますけれども、府中町から職員に対する退職手当の支給に関する事務を、広島県市町総合事務組合に委託したい旨の申出があったことによるもので、事務の受託に関する規定を整備する必要があることから、組合規約の変更を行うものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第77号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてを起立により採決します。議案第77号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第77号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第3．議案第78号

日程第4．議案第79号

日程第5．議案第80号

日程第6．議案第81号

○中本正廣議長

日程第3、議案第78号、安芸太田町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第6、議案第81号、安芸太田町特別会計条例の一部改正についてまでの4件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第78号、安芸太田町簡易水道事業設置等に関する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。総務省からの要請によりまして、安芸太田町簡易水道事業は、令和6年度より、地方公営企業法の一部を適用いたしまして、発生主義を基本といたしました公営企業会計方式、複式簿記へ移行するため、関係する条例の制定及び廃止を行うものです。続きまして、議案第79号、安芸太田町下水道事業の設置等に関する条例の制定につきまして説明をさせていただきます。こちらも総務省からの要請によりまして、安芸太田町農業集落排水事業及び安芸太田町特別環境保全公共下水道事業につきまして、こちらも令和6年度よりの公営企業会計の適用をいたしまして、関係する条例、失礼しました、公営企業会計へ移行するため、関係する条例の制定及び改正、廃止をお願いするものです。続きまして、議案第80号です。安芸太田町監査委員条例の一部改正につきまして説明をさせていただきます。安芸太田町

監査委員条例の一部を次のように改正いたします。第6条中及び第8条中の、それぞれへ地方公営企業会計法を追加するものです。続きまして、議案第81号、安芸太田町特別会計条例の一部改正につきましてです。こちらは、安芸太田町特別会計条例の一部を次のように改正いたします。第1条の安芸太田町簡易水道事業特別会計、簡易水道事業、6項の安芸太田町農業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業、7項の安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業の3事業を削除いたしまして、第5号第6号を改めるものでございます。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第78号から議案第81号までについてを別々に行います。初めに議案第78号、安芸太田町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第78号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第78号、安芸太田町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。次に議案第79号、安芸太田町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第79号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第79号、安芸太田町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案どおり可決しました。次に、議案第80号、安芸太田町監査委員条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第80号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第80号、安芸太田町監査委員条例の一部改正については原案のとおり可決しました。次に議案第81号、安芸太田町特別会計条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第81号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第81号、安芸太田町特別会計条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第7．議案第82号

○中本正廣議長

日程第7、議案第82号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。はい、沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼します。議案第82号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について説明します。地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、出産時における出産被保険者に係る所得割額及び均等割額を4か月分、多胎妊娠の場合は、6か月分減額するため、条例の一部改正を行うものです。施行期日は令和6年1月1日です。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第82号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第82号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第82号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第83号

○中本正廣議長

日程第8、議案第83号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい、議案第83号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をさせていただきます。これは就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、条文のずれの修正、またあわせまして、基準の内閣府令の読替え規定が改正されたことに伴います読替えの修正でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第83号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第83号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第83号、安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第9. 議案第84号

○中本正廣議長

日程第9、議案第84号、安芸太田町病院事業使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長

失礼いたします。議案第84号、安芸太田町病院事業使用料及び手数料条例の一部改正についてご説明いたします。今回の改正でございますが、介護医療院の開設に伴いまして、療養病棟の特別室の一部が介護医療院の療養室に変更となるため、該当する部分を特別室の設定から削除するもの。合わせて差額室料の価格の見直しを行うものでございます。また、文言の整理を行わせていただくものです。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決を行います。議案第84号、安芸太田町病院事業使用料及び手数料条例の一部改正についてを起立より採決します。議案第84号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第84号、安芸太田町病院事業使用料及び手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第10. 議案第85号

○中本正廣議長

日程第10、議案第85号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定（津浪交流広場）についてを議題といたします。本件は地方自治法第117条の規定により、除斥に該当する末田健治議員の退場を求めます。
（末田健治議員 退場）

追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

議案第85号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を、次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称は、津浪交流広場でございます。指定管理者、名称、津浪振興会会長末田健治、所在地は記載のとおりでございます。指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第85号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定（津浪交流広場）についてを起立により採決します。議案第85号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第85号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定（津浪交流広場）については、原案のとおり可決しました。末田議員の入場を許します。

（末田健治議員 入場）

日程第 11. 議案第 86 号

日程第 12. 議案第 87 号

日程第 13. 議案第 88 号

日程第 14. 議案第 89 号

日程第 15. 議案第 90 号

日程第 16. 議案第 91 号

日程第 17. 議案第 92 号

日程第 18. 議案第 93 号

日程第 19. 議案第 94 号

日程第 20. 議案第 95 号

日程第 21. 議案第 96 号

日程第 22. 議案第 97 号

○中本正廣議長

日程第11、議案第86号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町火葬場(千風苑))についてから日程第22、議案第97号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町ユニバーサルリビング)についてまでの12件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、それでは議案の読み上げをもって説明とかえさせていただきます。まず議案第86号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称は安芸太田町火葬場、千風苑、指定管理者の名称が、富士建設工業株式会社、代表取締役、鳴海利彦。所在地は記載のとおりでございます。指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間でございます。続いて、議案第87号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、戸河内交流センター、指定管理者の名称が地縁団体上本郷自治会会長、沖段琢磨。所在地は記載のとおりでございます。指定の期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間でございます。続いて、議案第88号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称が上殿コミュニティセンター、

指定管理者の名称が中央自治会会長、栗栖宏壮。所在地は記載のとおりでございます。指定の期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田産業観光課長

はい、議案第89号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について説明をいたします。安芸太田町いこいの村ひろしまの管理運営につきまして、指定管理者に管理運営を行わせることにつきまして議会の議決を求めるものでございます。指定管理者につきましては、株式会社スパライフ・コミュニケーションズ代表取締役、大供敬治。所在地については、次の記載のとおりでございます。指定管理期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日まででございます。続いて議案第90号につきまして説明をさせていただきます。安芸太田町深入山グリーンシャワーの管理運営を指定管理者に行わせることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は、株式会社スパライフ・コミュニケーションズ代表取締役、大供敬治。所在地につきましては記載のとおりでございます。指定管理の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。続きまして、議案第91号につきまして、説明をさせていただきます。安芸太田町グリーンスパつつがの管理運営を指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は株式会社クラフトコーポレーション代表取締役、松苗晃。所在地については記載のとおりでございます。指定管理期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日まででございます。続いて、議案第92号について説明をいたします。安芸太田町道の駅来夢とごうちの管理運営を指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は、一般社団法人地域商社安芸太田代表理事、橋本博明。所在地については記載のとおりでございます。指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までです。続いて、議案第93号について説明をいたします。安芸太田町三段峡交流広場の管理運営を指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は、三段峡観光同業組合組合長、今井勝則。所在地については記載のとおりでございます。指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。続きまして、議案第94号について説明をいたします。安芸太田町杉の泊ホビーフィールドの管理運営を指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は、一般社団法人安芸太田の輪代表理事、梶原正貴。所在地については記載のとおりでございます。指定の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。続いて、議案第95号、四合生活改善センターの管理運営につきまして指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は、三和友愛クラブ会長、笹川貞志。所在地については記載のとおりでございます。指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。続いて、議案第96号、寺領地区農業構造改善センターの管理運営を指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者は、寺領地区営農組合組合長、河野六起。所在地については記載のとおりでございます。指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

議案第97号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を、次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。施設の名称は安芸太田町ユニバーサルリビング。指定管理者の名称は、社会福祉法人親心会理事長、丸山正隆。所在地は記載のとおりでございます。指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、これから採決を行います。議案第86号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町火葬場(千風苑))についてから議案第97号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町ユニバーサルリビング)についてまでの12件を一括して起立により採決します。議案第86号から議案第87号までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第86号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町火葬場(千風苑))についてから、議案第97号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町ユニバーサルリビング)についてまでの12件は、原案のとおり可決しました。

日程第23. 議案第98号

○中本正廣議長

日程第23、議案第98号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町地域体験交流館、西旭町駐車場・天神町駐車場)についてを議題といたします。本件は地方自治法第117条の規定により、除斥に該当する津田宏議員の退場を求めます。

(津田宏議員 退場)

追加説明があれば受けます。金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

はい、失礼します。議案第98号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものです。施設の名称、安芸太田町地域体験交流館及び西旭町駐車場及び天神町駐車場。指定管理者名称、安芸太田町商工会会長、津田宏。所在地につきましては記載のとおりです。指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間です。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい。小島議員。

○小島俊二議員

はい、地域体験交流館自体はいいのですが、前の駐車場及び広場ですか。地元のほうから駐車場の線を引いてほしいという要望が出ると思うんですが、その辺の見込みはどうですかね。

○中本正廣議長

金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

はい、失礼します。先ほどの件につきましては地域の何名かの方の署名をいただいて要望が出ておるようなことでございます。来年度の実施に向けて協議をですね、内部でしっかりとしていきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第98号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町地域体験交流館・西旭町駐車場・天神町駐車場)についてを起立により採決します。議案第98号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第98号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町地域体験交流館・西旭町駐車場・天神町駐車場)については、原案のとおり可決しました。津田議員の入場を許します。

(津田議員 入場)

日程第24. 議案第99号

日程第25. 議案第100号

○中本正廣議長

日程第24、議案第99号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町つぼの地区交流センター)について、及び、日程第25、議案第100号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町

安野ふれあいセンター)についての2件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。はい、金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

はい、失礼します。議案第99号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものです。1、施設の名称、安芸太田町つぼの地区交流センター。2、指定管理者名称、坪野地区連絡協議会会長、宮本千春。所在地につきましては記載のとおりです。指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。以上です。失礼しました。続きまして、議案第100号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものです。1、施設の名称、安芸太田町安野ふれあいセンター。2、指定管理者名称、安野振興会会長、山陰尚真。所在につきましては記載のとおりです。指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい。末田議員。

○末田健治議員

99号と100号について、建設年度は違うと思うんですが、ほとんどその施設的には同規模のように思うんですけども、その管理料の差があることについての理由をお聞かせください。

○中本正廣議長

金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

はい、失礼します。安野につきまして若干、去年より、今までより高くなっておるんですけども、コロナがあけたということで、地域の利用が活発になったということ。またグラウンドが安野小学校中学校跡地で広うございます。それを加味しまして、実績等を加味しまして、このような金額に設定をさせていただきます。以上です。

○中本正廣議長

よろしいでしょうか。はい、末田議員。

○末田健治議員

建物の面積において差があるということではなくて、附帯する施設の管理料において差があるということですか。

○中本正廣議長

金升加計支所長。

○金升龍也支所長

はい、そうです。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい、ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第99号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町つぼの地区交流センター)について及び議案第100号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町安野ふれあいセンター)についての2件を一括して起立により採決します。議案第99号、議案第100号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第99号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町つぼの地区交流センター)について及び議案第100号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町安野ふれあいセンター)についての2件は、原案のとおり可決しました。

日程第26. 議案第101号

○中本正廣議長

日程第26、議案第101号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町殿賀ふれあいプラザ)についてを議題といたします。本件は地方自治法第117条の規定により除斥に該当する田島清議員の退

場を求めます。

(田島清議員 退場)

追加説明があれば受けます。はい、金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

はい、議案第101号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものです。1、施設の名称安芸太田町殿賀ふれあいプラザ。2、指定管理者名称、殿賀振興会会長、田島清。所在地につきましては記載のとおりです。指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第101号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町殿賀ふれあいプラザ)についてを起立により採決します。議案第101号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第101号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町殿賀ふれあいプラザ)については、原案のとおり可決しました。田島議員の入場を許します。

(田島議員 入場)

日程第 27. 議案第 102 号

日程第 28. 議案第 103 号

日程第 29. 議案第 104 号

日程第 30. 議案第 105 号

日程第 31. 議案第 106 号

○中本正廣議長

日程第27、議案第102号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(井仁棚田交流館)についてから、日程第31、議案第106号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町加計体育館、安芸太田町わんぱく広場、安芸太田町滝山川交流広場)についてまでの5件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。はい、山本筒賀支所長。

○山本博子筒賀支所長

失礼いたします。議案第102号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、井仁棚田交流館。指定管理者、井仁自治会会長、小笠原仁。所在地については記載のとおりです。指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間となります。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、議案第103号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、香南文化センター・香南スポーツ広場。指定管理者名称、香南振興会会長、光川哲夫。所在地は記載のとおりでございます。指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。続きまして、議案第104号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町人材育成交流センター。指定管理者名称、公益社団法人青年海外協力協会代表理事、雄谷良成。所在地については記載のとおりでございます。指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。続いて議案第105号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町戸内ふれあいセンター。指定管理者名称、一般社団法人ライフステージ代表理事、大瀬戸亮平。所在地については記載のとおりでございます。指定の期間についてです。

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。議案第106号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。安芸太田町公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町加計体育館、安芸太田町わんぱく広場、安芸太田町滝山川交流広場。指定管理者名称、公益社団法人安芸太田町シルバー人材センター理事長、大野正夫。所在地については記載のとおりでございます。指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい。大江議員。

○大江厚子議員

議案第100号、指定管理の指定についてですが、これは直営から、来年度から指定管理というふうに変わったということよろしい。

○中本正廣議長

大江議員100号からと言われた。105号からです。

○大江厚子議員

ごめんなさい105号です。ごめんなさい。戸河内ふれあいセンターの指定管理についてです。ごめんなさい、すいません。直営から来年度から指定管理ということですが、その理由はどういうことだったんでしょうか。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

105号についての新しく直営から安芸太田町の戸河内ふれあいセンターの指定管理につきましては、もともこの施設についてはですね、使用料とか収益性の高い施設として施設として運営を行っておる中でですね、ある程度この今、今回の指定管理で、民間の方の部分ですね、こういったところの自主事業なりそういった形の部分のノウハウを活用してですね、様々なそこで健康増進の事業とか、そういった形の中で行う中で、住民サービスの向上と、また、そういった民間のノウハウを入れながらですね、人材費であったりとかですね、コストとか、そういった経費の節減が見込められる施設ではないかと思ひまして、このたびですね、新しく3年間という形でございますが、指定管理として公募を行ったものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、約1,000万の指定管理料ということですが、ですからこれまで、管理するのにかかっていた必要経費、恐らくプラスアルファで1,000万円になってると思うんですが、それについては、今言われたようにいろんな事業を加味する、入れることで、さらに有益性を高める。それについては、指定管理料も増やすということよろしいんでしょうか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、全体的に言いますと、やっぱりそういった維持管理にかかるコスト、例えば、その民間事業がですね自主的な事業の部分の中で収入源を回します。そういった収入性を高める中である程度、そういったかかる経費を削減するという形のを、今回そういったところのメリットの部分で判断いたしまして、施設の指定管理として、今回公募を行ったものでございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

では、これまでやってきた、使用してきた管理料よりも、下がったものとして指定管理料が設定されたということで理解していいですか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、そのように今の下がったような形の中で、提案をさせていただいたものでございます。以上で

す。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい。影井議員。

○影井伊久美議員

3点、お伺いいたします。議案第104号、人材育成交流センターについてでございます。令和5年度4月1日から管理をされておられますが、その後の生徒の状況などを踏まえた進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。2点目。議案第105号でございます。先ほど大江議員が申されましたが、指定管理の期間でございますけれども、新規の事業者であります3年間とされた理由を少し触れていただきたいなと思います。3点目、議案第106号、安芸太田町わんぱく広場、この施設についてですけれども、遊具が少し破損していたり、以前はトイレの水が出なかつたりといった不具合があったかと思っております。現在の管理の状況についてお聞かせ願いたいと思います。以上3点、お願いいたします。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい。まず1点目のですね議案第104号にかかります、安芸太田町人材育成交流センターの進捗状況と
いいですか、管理の状況でございます。この4月からですね1年間の指定管理という形の部分の中で実際
今回、指定管理者として、管理者としてされる団体につきましてはですね、指定管理者としての部分と、
教育委員会の管理のもと、また学校とも連携しながらですね、様々な事業の部分の中でですね、寮生から
の意見を聞いたりとかですね、それとか各その3者の中で、いろいろ事業なり、また寮の生活態度と
かそういう形の部分としてですね、かなり寮生会であったり、様々な研修、また会議を行うことです
ね、きめ細やかなですね、寮生に対する、サービスであったり、そういった形のものですね、きめ細
やかな対応はされている状況でございます。管理自体もですね今、円滑な管理運営を行っていただい
るところでございます。続いて105号に関します、議案第105号にかかります、安芸太田町戸河内ふれあ
いセンターの3年間の、という形です。今回、新たにですね、直営から指定管理という形でございます
んで、今後のですね指定管理に適正する、今回示させた提案させていた指定管理料の算定の部分、この
部分がですね、ある程度、本当に適正な指定管理としての提示額かどうかいう、そういったところも踏
まえてですね3年間ちょっとそういった動向を管理、管理というか状況を把握したい、そういった思い
の中でですね、今回この3年間という形のもので指定をさせていただきました。そして、議案第106号に
つきましてですが、実際この管理状況ですが、加計の体育館とかですねもう昭和50、50年代からですね、
もうやられて50年近く経ってる中でですね、実際この様々な今のトイレの部分とか、いろんな部分につ
いてはやっぱり経年劣化で故障等があります。ただ、それはもう、利用者の使用に支障がないような範
囲の中でですね、修繕なり改修なりきちっと整備を行っているところでございますので、利用者に対す
るところの部分の、そういった不満であったりというところは、今はないような状況で、適切な管理を
行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

指定管理の期間について若干補足説明をさせていただきます。そもそもですね、指定管理の期間につきま
しては、民間活力ですとか、民間のノウハウ、これを、最大限に効果を発揮させるために、5年程度の
指定管理期間を設置するのが元来であれば、良いのではないかというような中身の中でですね、これま
では5年間の指定管理という設定をさせていただいております。しかしですね、現在安芸太田町では、
もう全員協議会のほうでも説明をさせていただいたとおり、個別施設管理計画というものを策定をして
おります。これからですね、少しずつ、行政財産につきましては、統合等の見直しも含めてですね検討
してまいる必要があるというふうに考えておりますので、今回、全ての指定管理の施設においてですね、
3年程度の指定管理の設定をさせていただけるのはこの理由でございます。またですね、補足でござ
います、議案104号の、人材育成交流センター、これは全然、ちょっと関係ない話かもしれませんが、
昨日の火事火災の際にですね、実はこの指定管理者今回提案しております、青年海外協力協会のスタッ
フの方が、消火のほうにあたっていただいたというようなことでですね、非常に道徳的な行動されてい
るということで、これはご紹介させていただきます。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい、ほかに質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、102号の井仁棚田交流館について、これ最後にあったんで聞くんですが、今総務課長から説明があったが指定期間3年ということで各施設全部3年になっておりますよね。ですから小規模集会所を地元におろした経緯がありますよね、過去。そういった意味でこういった大規模の集会所に指定管理になってる集会所についても、先ほど言った公共施設の見直しの中で、地元への移管とか、そういったことがちょっと視野にあって、その検討期間として3年間を検討されるのかちょっとお聞きしたいと思います。それと、加計体育館、わんぱく広場の件ですが、戸河内ふれあいセンターに新しい指定管理者さんが入られて、いろんな工夫をされて、体育館の活性化を図られることは非常にいいことだろうというふうに思いますが、ひいて加計体育館についてはシルバー人材センターということで、施設の管理については、ある程度やられるんでしょうが、その体育館自体の活性化とかいう意味ではほとんど期待できない部分だろうと思いますんで、戸河内ふれあいセンターのライフステージさんですか、も含めて、ああいったあの団体は野球をやっておられる団体だろうと思いますが、そういった経験を活かして、地域の活性化に活かされたと思いますんで、加計体育館のシルバー人材センターの指定管理者の今後の変更の見込みと、施設集会所の3年間の見込みについてお聞きします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、町長があまり言いたくないということなので私のほうで答弁します。議員のお見込みのとおりですね、やはり大規模にこれから行政施設に関しては見直しをかけていく必要があると思っております。現在ですね、個別施設管理計画を定めておりますが、非常に難航している部分、それから、今から人口減少というのが、まだまだ見込まれている中でですね、施設の利用状況、実態、これにつきましてコロナウイルス関係でですね、随分使われなくなってる施設等もあるんじゃないかと思えます。また今、逆に地域が活発化され、使われている施設というのも、見受けられるように思っております。そうした中でですね、3年の猶予辺りをいただきながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。一方でですね、この3年間でこの施設、今並べました施設に関して、必ず見直しをするというものではございません。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、小島議員。小島議員いいんですか。

○小島俊二議員

いいです。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、ご指摘のいただきました加計の体育館の部分についてでございます。議員おっしゃるようですね、今別の戸河内のふれあいセンターで指定管理されます指定管理者とですね、そういった形の体育館利用というか、スポーツの連携を持ってですね、そういった形の事業を提案できるような形の部分としてですね、その加計の体育館の指定管理者と、戸河内のふれあいセンターの指定管理者の連携を持ってそういった形のものの事業を取り組んで、地域の活性化につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、地域集会所の今後の見直しについては非常に地域にとって大きな、人口も減少して、年寄りも増えてきた中で、非常に大きな負担になっていこうと思えますんで、そこらは十分に地域と、それと議会とも、ちょっと事前に早めにちょっと相談を、方向性を出すのであれば相談をしていただきたいというふうに思うところでございます。それと加計体育館については今瀬川課長申されたように、安芸太田町スポーツにそんなに熱心では行政もないんですが、体育館一つ大きな体育館がありますんで、今回ライフステージさんですか、せっかく民間の活力が入ります。非常に私期待しておりますんで、そういった団体の方が野球等々を通じて、加計体育館の指定管理も、将来的に受けて、活性化が図れるように頑張っていたいただきたいと思えます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決を行います。議案第102号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(井仁棚田交流館)についてから、議案第106号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町加計体育館、安芸太田町わんぱく広場、安芸太田町滝山川交流広場)についてまでの5件を一括して起立により採決します。議案第102号から議案第106号までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第102号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(井仁棚田交流館)についてから、議案第106号安芸太田町公の施設の指定管理者の指定(安芸太田町加計体育館、安芸太田町わんぱく広場、安芸太田町滝山川交流広場)についてまでの5件は、原案のとおり可決しました。

日程第 32. 議案第 107 号

○中本正廣議長

日程第32、議案第107号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。はい、河本総務課係長。

○河本理恵総務課係長

失礼いたします。議案第107号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。まず、第1条の歳入歳出予算の補正です。こちらは、歳入歳出それぞれ1億6,092万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ88億2,686万3,000円と定めるものでございます。続く第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正です。1枚めくっていただきまして、資料1ページの第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入ですが、国庫負担金や国庫補助金などで構成する、国庫支出金として、1億44万6,000円のほか、財政調整基金を含む基金からの繰入金、4,332万8,000円。雑入、これの主なもの、県道改良に伴う、光ファイバーの移転補償など、1,158万9,000円。そして、町債として、この表一覧に示す、所要額をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。1枚めくっていただきまして、2ページの歳出です。上から総務費、民生費を初めとし、下段の災害復旧費までの項目につきまして、この表のとおり、所要額をそれぞれ補正するものです。続いて、資料3ページをご覧ください。第2表の債務負担行為補正です。表の備考欄に明示しておりますが、先ほどの議案第85号から、第106号までに掲げる公の施設の指定管理業務の委託につきまして、津浪交流広場に係る委託、42万5,000円のほか、下段、また次のページに示すとおり、その所要額を、債務負担行為の限度額として設定するものです。続いて、資料5ページをご覧ください。第3表の地方債補正です。今回の補正におきまして、地方債の補正に関わるものは、町道法面補修事業等に係る社会資本整備交付金の配当替えの組替え対応による増額のほか、災害復旧事業等について、この一覧のとおり、限度額を増額して対応するものです。財政担当からの説明は以上です。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それではこれから歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、各課より、歳出を中心に、個別の詳細説明をさせていただきます。恐れ入ります。ページのほうは、15ページ16ページをお開きください。はい、総務課分でございます。総務費、一般管理事業といたしまして、国等へのですね、要望、出張等に関する経費の積み増しとして旅費、30万円を、計上させていただいております。また下段のほう、人事管理事業といたしましてこちらは、人事院勧告での引上げ分。それから、時間外手当の積み増しとして派遣職員の職員分として負担金200万円を計上させていただいております。その下段、庁舎等管理事業につきまして予算計上させていただきました。こちらに関しましては、戸籍のですね、指導監査のことがございまして、庁舎のですね、1階、窓口に当たります部分にカメラを設置しなさいという指導をいただいております。これに伴いまして本庁1階にカメラを設置することといたしたいので、43万9,000円の予算を計上させていただいております。すいません、少しページが飛びます。23ページ24ページ、お開きください。最下段にあります消防費です。非常備消防運営事業といたしまして197万4,000円計上させていただきました。こちらに関しましては、現在建築中でございます、修道地区の消防屯所の建設に関しまして、追加工事等がございましたので、その関係の経費等を計上させていただ

いております。総務課からは以上でございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

企画課から補正予算の説明をさせていただきます。議案書ページ15、16をお願いいたします。総務費、総務管理費、諸費の高速ブロードバンド基盤整備促進事業でございます。これは雪害倒木などにより損傷したケーブルの復旧修繕、それから中国電力の電柱建て替えに伴うケーブルの移設、広島県の県道改良工事に伴うケーブルの移設に係る委託費を計上させていただいております。合計で2,454万3,000円の増額補正でございます。次に、同じく15、16ページの下段でございます。総務費、企画費、企画政策費、まち・ひと・しごと創生事業の報償費でございます。90万円の増額補正をするものでございます。これは、moricaのスマホアプリの利用を促進するため、スマホにmoricaアプリを登録した方に電子マネーを付与するキャンペーンを実施する費用を計上しております。当初予算で60万円を計上しており、今回90万円を増額させていただき、150万円の電子マネーを準備し、アプリを登録した人、1人当たり1,000円、1,500人分を準備するものでございます。なお、この増額補正に関連して、恐れ入ります、23、24ページをお願いいたします。7款商工費、商工振興費の商工会育成事業、負担金補助及び交付金90万円を減額補正することとしております。これは、当初予算において、地域商社あきおおたでは、町内のアクティビティーや飲食店を利用された方を会員として登録システムの運用を行っており、この会員登録された観光客の方にmoricaの電子マネーを付与するキャンペーンを行うこととしておりましたが、まずは住民の方のmoricaアプリ登録を促進することを優先的に進めることとして、この予算を、先ほど説明した増額分に振り替えるものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

沖野税務課長。

○沖野貴宣税務課長

はい、失礼します。18ページをお願いします。はい。18ページ、1番上、賦課徴収管理事業委託料128万2,000円ですが、令和6年度から森林環境税、年額1,000円の課税が始まります。市町村が個人住民税均等割とあわせて賦課徴収することとされています。これに係る広島県市町基幹業務クラウドサービス法改正対応改修費として計上したものです。以上です。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。それでは住民課の関係分の主なものについて説明をさせていただきます。ただいま説明があった、すぐ下の欄になります。戸籍住民基本台帳管理事業の委託料172万円の増額でございますが、こちらについては戸籍システム、こちらについて氏名かな法制化に対応するため、増額のお願いをするものでございます。そしてそのすぐ下でございます。社会福祉総務管理事業、負担金補助及び交付金、103万3,000円、こちらについては令和4年度の後期高齢者医療費の負担金、こちらのほうが確定しまして、追加で負担する必要があるため増額のお願いをするものでございます。同じページの1番下でございます。後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。259万9,000円の減額でございます。令和5年度保険基盤安定負担金こちらのほうが確定しまして減額を行うものでございます。次のページをお願いします。1番上の身体障害者福祉医療費給付事業、償還金利子及び割引料、298万9,000円の増額でございます。令和4年度の福祉医療費の事業確定に伴いまして返還をする必要がございますので増額のお願いをするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、それでは健康福祉課のほうから、補正について説明をさせていただきます。恐れ入ります15ページ16ページのほうにお戻りください。はい、2款、総務費の下段にあります諸費において、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業として、総額8,729万円を計上いたしております。こちらにつきましては、12月2日の閣議決定に基づき、デフレ完全脱却のための総合経済対策の一つとして、物価高騰に伴い影響を被る低所得者世帯の方々への、継続的な支援として、1世帯当たり、7万円を追加で給付するものでございまして、物価高騰緊急支援給付金にかかります、事務的経費として従事します会計年度任用職員への、報酬や旅費、また、需用費や役務費及びシステム改修にかかります委託料

として、総額301万円。そして対象となります低所得者世帯等、1世帯当たり7万円、今年度3万円を支援金として給付したときの実績、1,204世帯を想定して、補助金として8,428万円を計上させていただいております。なお、今回の補正に対します歳入でございますが、令和5年度新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を8,729万円、全部歳入予算として充てさせていただくものでございます。続きまして17ページ、18ページのほうをお開きください。民生費のほうになります。社会福祉施設費において高齢者生活福祉センター事業について、補助金として37万円を計上しております。こちらにつきましては、グリーンスパつがにて実施をしております、高齢者等入浴優待割引事業について、施設への入浴料金の改定に伴う町負担の増額分でございます。その下、老人ホーム措置事業について、委託料として300万円を計上しております。こちらについては今年度新たに2名の方が、養護老人ホームに入所され、被措置者が8名から10名に増えたことに伴う、措置委託料の増額分でございます。今度、すいません、もう1枚めくっていただきまして19ページ20ページのほうをお開きください。障害者福祉費におきます特別障害者手当等給付事業について、扶助費として25万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、特別障害者手当給付対象者が、本年度、お2人増えたことによります手当支払分の増額分でございます。同じく障害者自立支援対策事業について、委託料として33万円を計上しております。こちらにつきましては、令和6年度の報酬改定に伴う、障害者自立支援給付審査支払システムの改修に伴います委託料の増額分でございます。続いて3、児童手当費のほうで児童扶養手当給付事業において、29万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、現況届の提出によります、支給額の改定にあわせ、お2の方が新規で認定されたことによります児童扶養手当の増額分でございます。続いて、21ページ22ページのほうをお開きください。衛生費のほうになりますが、母子保健事業について償還金として13万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、令和4年度の実績に伴います、国への返還分でございます。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

はい、森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい、失礼します。それでは衛生対策室のほうから説明をさせていただきます。21ページと22ページの中段でございます。まず清掃総務管理事業のほうで需用費を4万円計上させていただいております。これは不法投棄防止パトロール等にかかります燃料費でございます。それからその下段、ごみ処理管理事業の負担金補助及び交付金4万5,000円でございますが、これは令和6年2月1日から、車両の後部についておりますパワーゲートリフターという機械がございますが、その操作にかかりまして2月1日からは特別教育が義務化されておりますので、その受講料をあげさせていただいております。衛生対策室からは以上です。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、同じく21、22ページでございます。6款の農林水産業の農業費、人・農地問題解決推進事業、375万円の補正でございます。ひろしま活力生として就農をしておりましたが、5年9月で離農することになりました。国から農業次世代人材投資資金補助金を受けておりますが、それを全額本人から納付を受けた後、国へ返還をするため、補正をするものでございます。なお、歳入につきましては、諸収入、雑入のほうで受けることとしておるものでございます。それぞれ375万円の補正をするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、同ページの下段です。林業費、治山費でございます。こちらは小規模崩壊地復旧事業62万3,000円、そのうち工事請負費といたしまして、川手地区の山腹工事の変更に伴います増額補正でございます。続きまして23、24ページ、中段です。土木費の道路維持費です。こちら工事請負費、道路維持管理事業ということで、400万円の補正をさせていただいております。冬季の倒木処理対応につきます追加分でございます。続きまして、25ページ26ページの下段です。災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、こちら、7月豪雨災害によりまして被災いたしました2つの河川の査定完了に伴います工事請負費の増額補正でございます。以上です。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、19ページ20ページをお開きください。教育課分について説明いたします。中段の児童福祉施設事業3万8,000円を計上させていただいております。保育園所、放課後児童クラブ等運営にかかります人件費等の令和4年度事業費の確定に伴いまして、国庫補助金3万8,000円を返還させていただくものでございます。続いて、保育所(園)管理事業の需用費、200万円を計上させていただいております。保育園所におけます、電気料金の高騰への対応として200万円を増額補正するものでございます。続きまして備品購入費204万2,000円を計上させていただいております。認定こども園とごうち、給食設備の多機能加熱調理機器の故障によりまして、新たに同機能を有します調理機器を、新たに購入するものでございます。続きまして、25、26ページをお開きください。社会教育施設管理事業でございます。需用費200万円を計上させていただいております。川・森・文化・交流センター、また戸河内ふれあいセンターにおけます、電気料金の高騰への対応として計上するものでございます。その下、委託料214万5,000円でございます。これは、川・森・文化・交流センターの不動産鑑定にかかります委託料として214万5,000円を、計上をするものでございます。続きまして体育施設管理事業でございます。委託料から需要費への予算の組替えを行いまして、加計体育館におけます電気料金の高騰への対応として計上するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

いいですか。以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

moricaの件ですけど、付け替えということでしたけど、商工費として実績はどれくらい今あったんでしょうか。外来者への。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、実際に登録をされた方はおられるんですけど、それにポイントを付与するキャンペーンをまだ開始してないので、実績はございません。はい。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい大江議員。

○大江厚子議員

はい、今の26ページ体育施設管理事業ですが、委託料から需用費への付け替えということですが、その委託料を全く全額減額してというのは、どういう意味があるんでしょうか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、ここの体育施設管理事業が、もともとこの加計の体育館をですね、今年度指定管理料として委託料を組んでおったわけですが、今回、直営になりまして、その委託料分が必要なくなったという形の部分で、このたび予算を組替えて、電気料金、そちらのほうへ組替えを行うという形にさせていただいております。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、16ページの人事管理事業で派遣職員さんの負担金なんですけど金額はいいんですが、今現在安芸太田町に派遣職員さんが何人おられるのかという、部署となにと、それと、時間外と言われた、時間外が発生される派遣職員さんの内訳についてお願いします。それとこれちょっと質問にはそぐわないんですが、消防費の中で私前から思ったんですが、今全国で消防団員が火事のときに昨日もそうですが自家用車で、現場へ駆けつけますよね。そういった今全国で自家用車で駆けつけた場合、車の保険を町でかけるというような制度があると思うんですが、そのデメリット等々も含めて、今後の見込みについて教えていただきたいです。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、まず、人事管理事業に関する負担金のことでお問合せがございました。まずですね、派遣職員に関しまして、本町のほうに来ていただいている職員ということでよろしいですね。本町のほうに来ていただいている職員、部署、まずですね建設課、建設課に主幹として来ていただいております。それから、企画課、企画課の主幹としてお越しいただいております。産業観光課に主査としてお越しいただいていると。この3名が派遣の職員として整理をさせていただいているものでございます。時間外に関しましては、建設課のほうは、広島市との人事交流を行っております。こちらは広島市との人事交流は、協定に基づくものでございまして、管理職の対応をとっておりません。したがってこちらが時間外対応。それから、産業観光課に関しましては、一般企業JTBさんからの派遣を受けております。こちらが時間外の手当の対応となっております。先ほどございました、非常備消防、消防団の自家用車の使用の部分についてなんですけれども、実を言うとはですね、検討を少ししてみたいんですが、現在のところちょっと議論に至っておりませんので、またこれ議論の展開がありましたら議員の皆様にもですね、ご説明ないし紹介をさせていただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

消防団の車両の件につきましては、予算編成時期でございますので、来年度活用しようとするれば、この時期に一度質問しておくべきかなと質問させていただきました。それと最後なんですけど今年度6月補正、9月補正、今回の12月補正と、国の事業にのった給付金とかいう事業が主で、町独自の事業というのが非常に今年度少ないんじゃないかというふうに思っているんですね。それは当初予算、町長に聞きます、当初予算で十分に事業をあげてるから、補正までする必要はないというふうにお考えなのか、今安芸太田町非常に人口減って、打つべき手段はいろいろあると思うんですが、その辺の補正等の考え方についてお聞きします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、ご指摘をいただいた件でございます。これもお話をいただいたとおりでございます。今年度は、当初予算を組ませていただいて、しかもそのコロナの影響が少なかったということで、我々としてはですね、計画をしていた事業が比較的順調に進んでいるものというふうに受け止めております。その上で、そのときそのときで、国のほうから今様々な手段、手当てをされておられるところで、それを対応をさせていただきながら、それに上にまた地域あるいは町のほうで独自に取り組むべき、事柄があまりなかったといえますか、それでまずは十分な対応ができてるのではないかという思いで、今のところは、町独自の取り組みがそんなに多くないという印象になっているのかもしれないと思っております。引き続き、まだまだ予断を許さない状況でございますので、必要に応じて、取り組みのほうは進めさせていただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

最後にそういった意味で当初予算の事業に集中できるという部分もあろうかと思っておりますので、来年また決算があるんですが、今年度から来年度への繰越事業ができるだけ進むように、残り3か月全力を尽くしていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。佐々木美知夫議員。道則議員。ごめんなさい。

○佐々木道則議員

はい、1点だけちょっとお伺いします。諸収入、雑入、14ページになるんですが、まず過年度負担金補助及び交付金これ先ほどあったように離農のための返還金の今度は入の受けのほうだと思うんですが、この入の見込み、375万の見込みと、現地に恐らく坪野だろうと思うんですが、残されたハウスの整理等に関するものはどうなるのかと。それともう1点その下、物件移転の補償金600、600なにかがしですが、これ先ほどあったように光ファイバーのみなのか、それともほかに何かあるのか、もしあれば内訳を教えてくださいたいと思っております。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、ひろしま活力生の離農につきまます。375万円の雑入の受入れでございます。これにつきましては、当時、当初から、令和2年12月に就農をいたしまして、広島県農業技術指導所でございますとか、JA広島市、広島県、安芸太田、関係機関とともにですね、随時指導を行ってきた経緯があります。就農当初よりですね、作業の遅れが目立ち、売上所得生産額とも、計画を下回る状況が続いたところが、現状でございます。今年度、今年度体調不良に伴ってですね、これを契機に今後の経営が厳しいと判断され、離農となりました。この375万につきましては、こういった関係機関と協議、また本人とも協議の上、今年度中には支払いのほうをしていただくということで話をしております。具体的には2月末を目途に、支払いの方をしていただくということでございます。その他、その他補助金がございますが、特にハウス建設にかかる、補助金でございますとか、ハウスのリース料、これにつきましては、国からの補助を受けておりましたり、本人が直接JAとお借りをしておりますけど、これにかかる費用については、次の活力生が続けてそのハウスを、葉物野菜として就農しますので、その方に支払いをしていただくということになります。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、失礼いたしました。これは県道弁財天加計線の改良工事に伴うケーブル移設のみでございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第107号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)についてを起立により採決します。議案第107号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第107号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決いたしました。5分間休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時32分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を始めます。

日程第33. 議案第108号

日程第34. 議案第109号

日程第35. 議案第110号

日程第36. 議案第111号

○中本正廣議長

日程第33、議案第108号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてから、日程第36、議案第111号、令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの4件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、議案第108号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。このたびの補正は歳入歳出それぞれ202万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,842万2,000円と定めるものでございます。今回の増額の内訳は、療養給付事業の増、52万6,000円。国保総合保健施設あんしんの光熱費増に伴う需用費の増が65万6,000円。前年度事業費追加交付に伴う基金積立金の増が84万6,000円となっております。続いて議案第109号、令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。このたびの補正は歳入歳出それぞれ259万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,055万2,000円と定めるものでございます。このたびの補正は、保険基盤安定負担金の確定に伴う、後期高齢者医療広域連

合への納付金の減によるものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、議案第110号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明をいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ、386万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ13億4,467万4,000円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、来年度に実施されます、介護報酬の改定や、サービス種別変更にかかります、対応の準備など介護保険システム改修業務にかかります委託料として、386万9,000円を、増額計上しているものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第111号、令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、605万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億241万6,000円と定めるものです。今回の増額補正の主なものは、水道修繕費の500万円と、前年度繰越金の整理に関わる基金積立金の69万9,000円が主なものです。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第108号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてから、議案第111号、令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの4件を一括して起立により採決します。議案第108号から議案第111号までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第108号、令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてから議案第111号、令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでの4件は原案のとおり可決しました。

日程第37. 発議第3号

○中本正廣議長

日程第37、発議第3号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐々木美知夫副議長からの説明をお願いします。

○佐々木美知夫副議長

発議第3号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出について。令和5年、安芸太田町議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和5年12月15日、提出者、安芸太田町議会副議長、佐々木美知夫。賛成者、安芸太田町議会総務常任委員長、末田健治。安芸太田町議会産業建設常任委員長、津田宏。安芸太田町議会議長、中本正廣様。提案理由、今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っている。核兵器禁止条約を早期に署名・批准し、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請することにより、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書を提出しようとするものです。なお、意見書(案)については別紙のとおりです。以上、提案理由の説明を終わります。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第3号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的な役割を果たすことを求める意見書の提出についてを起立により採決します。発議第3号は原案

のとおり意見書を提出することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって発議第3号、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出については、原案のとおり意見書を提出することに決定しました。

日程第38. 陳情第13号

日程第39. 発委第3号

○中本正廣議長

日程第38、陳情第13号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情及び日程第39、発委第3号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することについての2件を一括議題といたします。審査を付託した、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。はい、末田総務委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

総務常任委員会に付託された陳情第13号について、本委員会で審査した結果を会議規則第95条の規定により報告いたします。件名、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情書。提出者安芸太田町職員労働組合、執行委員長、佐々木一様。審査結果、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現のためには、子どもの健やかな成長を支える保育の受皿の整備を進めることが重要です。しかし、近年の保育施設の重大事故は、保育士等の人員不足による、大きな要因があります。子どもたちに、安心安全で豊かな育ちを保障し、保育士等が誇りと充実感を持って働くことができる労働環境を実現するための十分な財源保障、人員確保の必要性を鑑み、採択としました。次に、安芸太田町議会会議規則第14条第2項の規定により、発委第3号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することについて、議案を提出いたしました。提案理由、本委員会は、陳情第13号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を、国に提出することを求める陳情書について、令和5年12月13日に採択したので、地方自治法第99条の規定により、国に意見書を提出したいと思っております。なお、意見書の詳細については、別紙のとおりです。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣、以上です。令和5年12月15日、提出者、総務常任委員会委員長、末田健治。安芸太田町議会議長、中本正廣様。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で総務常任委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、陳情第13号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情、及び発委第3号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することについての2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は陳情第13号を採択し、発委第3号により、意見書を提出しようとするものです。陳情第13号及び発委第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第13号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情及び発委第3号、保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することについての2件は、委員長の報告のとおり、陳情を採択し意見書を提出することに決定しました。

日程第40. 閉会中の継続審査について

○中本正廣議長

日程第40、閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務常任委員長から、陳情第15号から陳

情第20号までの6件について、また、産業建設常任委員長からは、陳情第14号について、以上7件は、閉会中の継続審査をしたいとの申出があります。お諮りします。各常任委員長から申出があった陳情7件を、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第14号から陳情第20号までの7件については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第41. 閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第41、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。ここで閉会に当たって、橋本町長から発言の申出がありますのでこれを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、発言の機会をいただきましたので、令和5年第7回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、令和5年度補正予算並びに関係議案を可決いただき、誠にありがとうございました。賜りましたご意見につきましては、予算執行並びに業務遂行に当たって、特に念頭に置いて対応してまいります。とりわけ本定例会では、行政のスリム化について、多くの議員からご指摘をいただきました。今次定例会では、指定管理施設について、契約更新のタイミングが重なり、多くの施設について指定管理者の指定の議決をお願いしたところですが、現在、町においては、公共施設等総合管理計画を定め、そこで設定した目標を達成するために、個別施設の管理計画を定めようとしているところでございます。これらの指定管理施設について、現段階では、いずれも必要な施設であるとの判断のもと、指定管理を行うところではありますが、いずれの施設も、管理計画の議論の対象になる施設であると考えているところであり、改めて施設の必要性についてはしっかりと議論を行い、行政のスリム化についてまとめてまいり所存でございます。最後になりますが、これから年末に向けて、議員の皆様も何かと多忙な日々を迎えられることと思います。明日からは、厳しい寒波もやってくるようですが、健康には十分ご留意されて、新年をおそろいで健やかに迎えたいと思いますよう祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。この1年間どうもありがとうございました。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和5年第7回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前11時48分 閉会